

平成27年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成27年4月13日(月) 9時～11時40分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 平成27年度部局執行方針について | (各部局) |
| (2) 平成27年度予算執行方針について | (企画部) |
| (3) 平成27年度3カ年実施計画について | (企画部) |
| (4) 空き家対策について | (市民部) |

3 連絡事項

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 部内・課内ミーティングの実施について | (市長) |
| (2) 平成26年度監査指摘事項について | (監査委員事務局) |

1 市長あいさつ

4月の人事異動もあり、新たなメンバー構成での初めての庁議となるが、庁議は新居浜市の最高意思決定機関であるということを、常に認識して、この会議に臨んでいただきたい。

本日の議題には、平成27年度に部局として重点的に取り組む項目などを明記した部局執行方針があがっている。2月市議会の施政方針において、平成27年度は再生への加速の年と位置づけて、3つ再生と2つの課題に取り組むことを申し上げた。この3つの再生と2つの課題を推進することが地方創生につながるものであり、市民の総意のもと新居浜版総合戦略を策定し、人口問題をはじめ地方創生の着実な取組に向けて、各部局長がおおいに指導力を発揮し、部局、課所の職員が一丸となって事業の推進に取り組んでいただきたい。

2 議 事

(1) 平成27年度部局執行方針について (各部局)

市 長	<p>平成27年度部局執行方針について各部より説明をお願いする。説明については、今年度、重点的に対応するものなど、項目を絞って説明いただき、この庁議で重要事業及び懸案事項の追加・廃止の決定を行う。</p> <p><各部局長が、別添資料、平成第27年度部局執行方針に沿って説明></p>
企画部長	<p>企画部は、第五次長期総合計画を着実に実行するため、政策の総合調整を図り、目指す将来都市像の実現並びにマニフェストの実現に向けて、引き続き事業の選択と集中に努め、持続可能なまちづくりに取り組む。</p> <p>そのためには、更なる行政経営改革の推進や効果・効率的な財政運営による健全財政の維持、広報・広聴機能の強化、基幹業務システム等の安定的な運用による行政機能の向上に努めるとともに、政策懇談会での議論を深め更なる政策推進を図っていく。</p> <p>また、人口減少問題に総合的かつ計画的に取り組んでいくための基本方針となる「新居浜市人口ビジョン」及び「新居浜市総合戦略」の策定や、市民サービス向上のため総合窓口の開設に取り組むほか、別子銅山の近代化産業遺産の保存・活用等についても、具体的な取組を進めていく。</p> <p>執行方針の項目数は、全部で19項目で、うち重要事業、懸案事項の新規項目が1件、他部局への事務移管に伴う廃止項目が2件あるが、主要事業12項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1番「第五次長期総合計画の着実な推進」については、目指す将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、引き続き各種事業を展開するとともに、本年度は計画期間の中間年にあたるため、基本計画及び実施計画について見直しを実施する。</p> <p>次に、項目番号2番「行政改革大綱2011の着実な推進及び新行革大綱の策定」については、現大綱は本年が最終年であることから、これまでの取組を総括するとともに、住民満足度と質の高い行政サービスの提供を目指して、新しい行政大綱を策定する。</p> <p>次に、項目番号4番「総合運動公園構想の策定」については、</p>

26年度に実施した「新居浜市総合運動公園候補地検討業務」の成果を基に、庁内プロジェクトチームにおいて、整備可能な候補地の選定や施設の内容・規模等の検討を進め、総合運動公園構想素案策定に向けた取組を推進する。

次に、項目番号6番「瀬戸・寿上水道問題」については、26年度は新組合長も決定したことから、組合と市関係者の意見交換会を2回開催し、現況と今後の管理費用や深谷・岸ノ下簡易水道と市水道との統合の経緯についても説明し、組合役員の理解を一定得ることができた。27年度は、単位自治会において説明会を開催し、地元の理解と協力を得ながら、取組を進めていきたいと考えている。

次に、項目番号7番「政策懇談会の設置」については、本年度実施する第五次長期総合計画の中間見直し及び新居浜市総合戦略の策定に関しても、政策懇談会においてご審議をいただき、それぞれの計画に広く意見を反映していく。

次に、項目番号8番「ワンストップサービスの拡充」については、平成26年度に作成した1階フロアレイアウト設計に基づき、9月のシルバーウィーク期間中に1階フロアレイアウトの変更を行い、9月24日の総合窓口開設を目指す。併せて、業務を見直し、ワンストップサービスの推進や申請書の簡素化等にも取り組む。

次に、項目番号9番「コミュニケーション型広報の推進」については、より使いやすい、探しやすいものを目差し、26年度にホームページのリニューアルを実施したが、本年度についても、引き続き広報番組や市政だよりなどについて、わかりやすく親しみを持ってもらえる情報提供に取り組む。

次に、項目番号12番「地方公会計の整備」については、平成27年1月に総務省から示された、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類の作成に向けて、関係各課と協議のうえ、28年度決算時における固定資産台帳の整備に向けた取組を進める。

次に、項目番号13番「行政機能の向上」については、行政機能の向上のため、基幹業務システム及び、庁内LANの安定的な運用に努める。また、財務会計システムにおける電子決裁の導入の検討を開始し、時代の変化に対応した効率的なシステムの構築に取り組む。

総務部長

次に、項目番号15番「近代化産業遺産の保存・活用の充実」については、別子銅山近代化産業遺産のブランド価値のアップを目指し、旧端出場水力発電所の一般公開に向けた整備を図るため、保存活用計画の策定に取り組む。さらに、別子銅山産業遺産の次世代への継承事業として、主に高校生を対象とした「別子銅山産業遺産創造塾」を開催する。また、旧端出場水力発電所等の国の重要文化財の指定についても、文化庁や所有者との協議を進める。

次に、項目番号18番「^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体の開催」については、平成29年度の開催に向けて、施設の整備、市民への周知等を図る。庁内推進本部会において、国体に向けた庁内への周知、協力を得るとともに、新居浜市実行委員会を中心に、28年度のリハーサル大会、29年度の本大会開催に向けた準備を市民の力を結集し進めていく。

次に、項目番号19番「新居浜市人口ビジョン、総合戦略の策定」については、昨年12月に策定された国の人口ビジョン、総合戦略も参考に、庁内外のご意見をいただきながら、本市の地域特性を踏まえた、実効性のある計画策定に取り組む。

総務部は、職員、行政組織、庁舎、契約、財産、また市税の賦課徴収及び税外債権の適切な管理によって、円滑な行政執行を推進する。

そのため、組織の効率化と職員の育成及び健全財政の維持に向け、職員研修の充実、市税等の徴収率の向上、市有財産の有効活用などに取り組んでいく。

また、平成26年5月に改正・公布され、2年以内に施行される地方公務員法の改正趣旨に留意しながら、市役所再生の一環として、チャレンジ精神にあふれ、コスト意識を持ち、時代に即応した、いわゆる3C職員の育成を推進していく。

総務部の執行方針の項目数は10項目あるが、このうち主要事業3項目について説明する。

まず、項目番号3「人材育成の推進（人事マネジメントの見直し）」について、人事マネジメントとは、職員の採用から研修、異動、昇任・昇格、表彰等、人事諸制度を総合的に連携させていくことにより人材育成を図っていくという取組である。

既に改正・公布され、近日中に施行されることが決定している

<p>福祉部長</p>	<p>改正地方公務員法には、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しなければならない。」と明確に規定されており、人事マネジメントの柱に人事評価制度の確立を据え、職員的能力・業績の客観的な評価結果が適正に処遇に反映される制度設計に努めていく。</p> <p>また、研修の充実・強化等により、全ての職員が、チャレンジ精神にあふれ、コスト意識を持ち、時代に即応したチェンジができる、いわゆる3C職員の育成を推進していく。</p> <p>次に、項目番号7「ご当地ナンバープレート交付事業」の実施については、全国の自治体で交付している原動機付自転車の課税標識（ナンバープレート）に、それぞれの地域の特性を活かしたデザインのオリジナルプレートの導入が増加していることから、本市においても、平成26年度に市民に親しまれるとともに、市外にも広告できるデザインを取り入れた「オリジナルナンバープレート」を製作し、平成27年7月1日から交付を開始することにしており、今後、市民への広報活動や準備作業を行っていく。</p> <p>次に、項目番号11「債権管理事務執行体制の確立」について、滞納事案の移管については、保育所保育料、国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料について、債権管理委員会で審議のうえ、総数で40件を決定し、5月には移管引受の催告書を送付のうえ、滞納処分に着手していく。</p> <p>また、今年度、水道局総務課ほか4担当課が債権放棄に関する議案を上程する予定であるため支援・助言していく。</p> <p>さらに、債権管理に関する基本的な方針を定めた債権管理条例（仮称）を制定する予定である。</p> <p>福祉部は、「誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現」をめざし、支援の必要な高齢者や障がい者、子ども、女性など社会的弱者の課題に対応するとともに、健康長寿社会の構築に向けて、取り組んでいく。</p> <p>しかしながら、現状では地域の支え合いの仕組みや健康づくりについてのネットワークが十分ではなく、高齢者の孤立や生きがいの問題、認知症や心身の問題、子育て家庭、生活困窮者の問題など多岐にわたる課題が顕在化している。</p> <p>また、本市の65歳の健康寿命は、全国平均を下回り、県内20市町中、男性がワースト1位、女性がワースト2位、合わせて</p>
-------------	---

がん健診の受診率も低い状況となっており、市民の健康に対する意識改革や給付の適正化が求められている。

このことから、各分野において、関係部局が連携し広く横断的な施策展開を図るとともに、健康寿命の延伸に向けて、市民の健康づくりや介護予防事業などに取組、地域包括ケアシステムの構築により住み慣れた地域で安心した暮らしを送ることができるよう、新たな取組を積極的に進めていく。

それでは、執行方針の項目について説明する。項目数は、全部で13項目で、そのうち、重要事業、懸案事項の新規項目が1件、廃止項目が1件あるが、主要事業5項目について説明する。

まず、項目番号2の「生活困窮者自立相談支援事業の円滑な実施」については、平成26年度に関係調整会議を開催し、平成27年度からのスタートに向けて準備をしてきた。その結果、平成27年度については、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金についてまず実施し、就労準備支援や一時生活支援などの任意事業については、今年度その必要性を調査研究することとしている。

自立相談支援事業については、社会福祉協議会に委託し、総合福祉センター内に相談窓口を設置することで、開設準備を進めているが、市の担当課にも係を新設し実施体制を整え、今後、庁内外の連携を図り、社協と一体となって取り組んでいきたいと考えている。

次に、項目番号4の「高齢者福祉計画（第6期介護保険事業計画）の策定」については、計画策定が完了したので、廃止したいと考えている。今年度から3年間の第6期の介護保険料については、据え置きとしたので、今後も給付と負担のバランスに留意しながら、「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」を基本理念に、計画を推進していく。

次に、項目番号6の「介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行」については、今年度からの新規項目だが、医療介護総合確保推進法が、平成26年6月に公布されたことから、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業へ移行していく必要がある。

また、既存のサービスに加えて、多様な生活支援の充実を図るため、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を市町村の判断と創意工夫により、総合的に提供することができること

市 長	<p>となる。</p> <p>移行時期については、2年間の猶予期間があり、新居浜市では、平成29年4月の完全移行を目標に準備を進めることとしており、平成27年度から、一般介護予防事業の拡充、高齢者の通いの場づくり、介護ボランティアの養成など、多様なサービスによる生活支援の充実、生活支援の基盤整備を行い、円滑な移行に向けて取り組んでいく。</p> <p>次に、項目番号9の「東新学園の建て替え」については、昨年度の政策会議以降、東予地方局に必要性の協議、西条・四国中央の両市への説明を行うとともに、市内法人の中に運営参加の可能性も出てきたことから、これまでの検討経過の整理し、平成27年度に方針を決定したいと考えている。</p> <p>次に、項目番号13の「健康都市づくりの推進」については、健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」及び政策懇談会提言事業に基づき、健康寿命の延伸をめざし取り組んでいく。平成27年度の具体的施策としては、健康に対する市民の意識改革を推進するため、「健康づくりポイント助成事業」や市民全体に健康づくりを啓発するシンボリックな事業として、「ウォーキングの普及」に取り組み、また、生活習慣病対策の推進のため、がん検診の自己負担額を無料化により受診率の向上につなげるとともに、食生活改善推進協議会と連携し、減塩推進事業、食育推進事業に取り組んでいく。</p> <p>企画部では、CATV専用チャンネルの有効活用による広報活動の充実、インターネットを利用した定期的な市民アンケートの実施、星越地区も含め惣開地区の産業遺産の保存活用について取組をお願いします。また、企画部を中心に関係部局と連携し、マリンパークや東平自然の家を学生の合宿や企業研修等で利用してもらえるような取組をお願いします。</p> <p>総務部では、「ステップ」を継続するのかどうか、地下食堂をNPO等が障がい者雇用により運営できないか検討をお願いします。</p> <p>福祉部では、東新学園建て替えをどうするのかについての方針決定、健康都市づくりについて現状分析と具体的な数値目標を設定した取組、歯科外来助成の中学生まで拡大、三世帯同居家族への支援、また、歯科医療の急患センター設置の可能性についても検討をお願いします。</p>
-----	---

副市長	<p>企画部ではマイナンバーの利活用の検討、総務部では財産台帳について可能箇所からの早期公表をお願いする。福祉部では、地域支援事業への円滑な移行と公民館への福祉職員配置の検討をお願いする。</p>
市民部長	<p>市民部は、長期総合計画フィールド6（自立協働）に掲げている「多様な地域主体が自立連携する協働型社会の実現」をめざすため、市民生活における、安全安心のまちづくりを最優先に、安全安心な生活空間の形成、地域コミュニティの充実、人権の尊重、男女共同参画、多様な主体による協働の推進などの課題に取り組んでいく。</p> <p>特に、今年度も引き続き地域コミュニティの再生を最重要課題とし、政策懇談会の提言を踏まえ、新たな交付金事業として意欲のある地域で取り組むコミュニティ活性化事業の継続実施により、コミュニティ再生に向けた取組を進めていくとともに、花いっぱいのもちづくり事業に取り組む。</p> <p>また、まちづくり協働オフィス事業について、運営方法を見直し、市民とともに協働オフィスや市民活動を創っていく。</p> <p>また、防災、減災に関する市民意識の醸成を図り、単位自治会レベルの自主防災組織結成に取り組むことでコミュニティの再生に繋げていく。いずれも、部局を越えた横断的な連携が必要となることから、関係部局との関係性の構築を図りながら、各種施策を展開していく。</p> <p>執行方針の項目数は、全部で15項目で、うち重要事業、懸案事項の新規項目が2件、廃止項目が1件あるが、主要事業8項目について説明する。</p> <p>項目番号1番の「地域コミュニティの再生」については、今年度、課名を市民活動推進課から地域コミュニティ課に変更したこともあり、地域コミュニティの再生のための実効性のある、具体的な戦略策定に取り組んでいく。</p> <p>平成26年度に防犯灯LEDに取り組むことで負担軽減が図られ、財源が確保されたこと、さらには交付金を活用した新規事業への取組によって、住民のつながりをつくり、地域の絆を強化するとともに、当事者意識を持って、地域課題の解決に取り組む事業を積極的に支援し、モデル的な事業を創出していく。市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するために、地域の課題解</p>

決に企画立案から関与する職員支援チームの設置に取り組む。

また、現在全国的なネットワークが構築された新しい住民による自治の仕組みである、「小規模多機能自治組織」についての調査研究を進めていく。

なお項目番号2番の、「防犯灯LED化の推進」については、当面の8,400灯の自治会防犯灯は、LED化が完了したので廃止した。

次に、項目番号3番の「まちづくり協働オフィス事業」について、今年度から協働オフィスの管理運営については、NPO法人への委託から直営に変更し、広く市民活動団体に呼びかけ、運営協議会方式への移行を前提とした取組を進めていく。現在、その主体となる「にないて会議」のメンバーを募っており、これまでに以上に多様な主体が関わることのできる運営を目指していきたいと考えている。市民と行政との関係性構築を図るために、様々なまちづくり課題ごとに市民と行政が膝を交えて協議できる話し合いの場づくりを促進し、課題解決に向けてスクラムを組んで事業を創出する新しい協働の仕組みづくりに取り組む。

次に、項目番号4番の「花いっぱいのもちづくり事業」について、平成29年度に開催される愛媛国体にむけて、おもてなしの精神の発露として、花いっぱいの美しいまちづくりに取り組む。今年度は初年度のモデル的な取組として、本市の玄関口である高速インターから国道11号線に至る区間、JR新居浜駅周辺、新規開通した県道新居浜東港線の観音原区間を定め、自治会や老人会さらには小中学校の協力のもとに取り組む予定ある。この事業については、国体推進室や市民団体「愛花人」との連携の下に、国体開催時の花いっぱい活動の具体的方策の検討を進めるとともに、企業、市民サポーターの募集にも取り組んでいく。

次に、項目番号6番の「住宅新築資金等貸付金の償還推進」について、現在、滞納額については減少しているが、返済が滞っている債務者に対しては、司法書士や弁護士等の専門家や愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会との連携の下に、個別のケース対応手法を明らかにすることで、抵当権の実行や支払督促の申立などの法的措置を視野も入れ、適正な償還推進を図っていく。

次に、項目番号8番の「女性の施策・方針決定の場への参画促進」について、これまでも、男女共同参画の視点に立って、女性の意見を求める機会を創ってきたが、今年度の取組として、これ

まであまり意見を述べる機会のなかった層に対して働きかけ、より自由な立場、多様な層からなるワークショップの手法による話し合いの場として、女性会議を開催することとしている。住民基本台帳から無作為で抽出し、参加依頼に応えてくれた方を対象に子育て、男女共同参画、ワークライフバランスなどについて、率直な意見を求めていく。

次に、項目番号10番の「窓口市民満足度の向上」について、今年秋に予定されている市庁舎1階のフロア改修を伴ったワンストップサービスの実施に併せ、来庁された市民のみなさんの満足度の向上を図るために何が必要か、実証調査をしていく。改修前後にアンケート調査行うとともに、窓口に気軽にご意見をいただけるカードを置き、苦情や提案を糧に、常に改善・改革の気持ちを持ち、できることから取り組んでいく。また、死亡届の際の市民の不安軽減などのために、フロアマネージャー機能の充実に努める。

次に、項目番号11番の「単位自治会レベルの自主防災組織結成促進」について、これは項目番号12番の「防災士の養成と活用」にも関連する。現在の単位自治会レベルの自主防災組織結成率は30パーセントに止まっており、災害時において本当の意味での安全安心が確保されていない状況下であり、これを3か年かけて60%に上げる目標設定を行っている。今年度は、自治会の「コミュニティ活性化事業」の交付金等を活用し、昨年度、金栄校区が全国で最優秀賞を受賞した防災科学技術研究所の「e防災マップ」をより身近な地域で作成することや校区レベルの防災訓練の実施によって、市民の防災意識を高め、単位自治会レベルでの自主防災組織結成率の向上を図っていく。あわせて、防災活動の中核となる人材として愛媛県との連携のもとに防災士の養成とスキルアップとネットワーク構築に務める。

次に、項目番号15番の「空き家・老朽家屋への対応方針の検討」については、昨年度公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」とそれに基づき告示された「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」をふまえ、空き家について県が示す「適正管理」、「除却」、「利活用」、「発生抑制」の各分野において、行政内部で連携し、総合的な取組みが求められている。今後、特措法で定める協議会の設置に向けて、関係部局間で協議していく。

<p>環境部長</p>	<p>環境部は、昨年策定した『第2次新居浜市環境基本計画及び新居浜市環境保全行動計画』に基づき、環境の保全や循環型社会の形成に向け取り組んでいく。</p> <p>環境に対する取組は、行政としてのリーダーシップのみならず、市民一人ひとりが環境を意識して、自らのライフスタイルを見直し、環境負荷を与える生活を変えていく必要があると考えており、その行動を促す取組のひとつとして、「エコポイント制度」を創設・活用し、市民参加の機会を増やしていくとともに、「にいはま環境市民会議」や「レジ袋削減推進協議会」、「新居浜市地球高温暖化対策地域協議会」といった市民・事業者・行政が協働して取り組む活動を通して、環境の保全を一層推進していく。</p> <p>また、生活環境関連では、長寿命化計画に基づいた清掃センターの基幹的設備改良工事に着手するとともに、老朽化する衛生センターでのし尿処理を下水処理場で一括処理するための検討や、下水道の普及促進及び経営健全化への取組を進めていく。</p> <p>では、環境部の執行方針10項目のうち、廃止、新規を含めた重要・懸案事項7項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1番の「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画の推進」については、平成24、25年度の二か年で取り組んでいた計画書「にいはま環境プラン」が昨年策定でき、今後は各施策を日常業務の中で推進していくことから、廃止としている。</p> <p>次に、項目番号2番の「墓園・墓地の適正管理」については、今年度から環境保全課内に墓地管理係が新設され、適正管理のための体制が整ったことから、引き続き平尾墓園の使用者調査を進めるとともに、返還墓所の再使用に向けた取扱要領や区画の整備方法など対応方針を検討し、決定していく。</p> <p>次に、項目番号3番の「ごみ減量化の推進」については、生ごみを堆肥化するダンボールコンポストの普及や、集団回収の推進に引き続き取り組むことで、減量化を図っていく。また、項目番号4番の「ごみの有料化」については、ごみ処理量が多い要因である定期収集以外の家庭持ち込みごみの有料化や、事業系ごみの料金改定について検討していく。</p> <p>次に、新規取組となる項目番号7番の「し尿及び浄化槽汚泥の汚水処理施設共同整備事業」については、荷内にある衛生センターが老朽化し、将来的には下水処理場でし尿を一括処理することが技術的に可能であるので、共同処理に向けた事業制度や財源な</p>
-------------	--

<p>経済部長</p>	<p>どの検討を行い、事業化の方向を示すとともに庁内合意を得ていきたいと考えている。</p> <p>次に、項目番号8番の「公共下水道事業・浸水対策事業」については、汚水施設では田の上や北内など住居が密集した地区内の幹線や枝線整備を進め、平成27年度末の人口普及率61.4%を目指していく。</p> <p>また、雨水施設については、垣生・神郷校区や一宮町などにおいて、雨水渠やポンプ施設の整備を進め、浸水解消を図っていく。</p> <p>最後に、項目番号9番の「下水道事業経営の健全化」については、適正な受益者負担のもと健全な下水道経営を確保するため、下水道使用料改定に向けた検討を進めるとともに、水洗化による公共下水道の普及・促進を図るため、未接続世帯に対する個別訪問を再任用職員により実施する。</p> <p>また、企業会計の導入については、総務省の要請に基づき、遅くとも平成32年度からの導入に向け、調査研究を行っていく。</p> <p>経済部は、市長が施政方針で行政運営の柱に掲げている「経済の再生」を目指し、平成27年度は「再生の加速の年」となるよう、国の経済対策に的確に対応するとともに、政策懇談会からの提言などを踏まえた本市独自の経済活性化策や中小企業振興策をさらに、展開し、経済の好循環が本市経済に広く浸透するよう、地域産業活性化を推進していく。</p> <p>このため、商工業、農林水産業、観光・物産の振興をはじめ、運輸交通体系の整備、雇用環境の整備・充実に努めていく。</p> <p>特に、活力ある産業活動の実現を図るには、企業立地の確保が急務であり、企業立地及び企業留置を推進するため、内陸型工業用地の着実な整備を行う。</p> <p>また、懸案となっているマイントピア別子改修事業については、温浴施設と子供遊戯施設の指定管理者制度と利用料金制度の導入を視野にいれ、新条例の制定、指定管理者の議案を提出し、平成28年4月のリニューアルオープンを目指す。</p> <p>執行方針の項目数は、全部で17項目で、そのうち重要事業、懸案事項の新規項目が1件、廃止項目が1件あるが、主要事業7項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1番「住友各社及び地元企業等との連携強化」については引き続き、「新居浜市ものづくり産業振興ビジョン」の</p>
-------------	--

策定にも関わっていただくとともに、「住友企業とのマッチング事業」を実施する。また、「水素」や「炭素繊維」をテーマとした新産業の創出に向けた協議の場を増やしていく。

次に、地元企業等との連携強化については、国が掲げる「まち・ひと・しごと」の創生のためには、地域の中核的な企業の競争力強化、処遇面での改善等が必要となってくることから、「新居浜ものづくりブランド」認定企業を中心に、大型展示会への出展支援や大手製造企業とのビジネスマッチング事業などを実施し、認定企業の実需につながる取組を積極的に支援していく。

次に、項目番号2番「企業誘致及び企業留置の推進」については、企業立地の根幹となる新たな内陸型工業用地として、平成27年度のできるだけ早期に観音原地区の造成工事に取りかけられるよう、愛媛県東予地方局との調整を図りながら事業を進めていく。

また、金融機関等とも連携しながら、民間遊休地の情報収集に努め、新たな企業誘致に努めるとともに、昨年度改正した企業立地促進条例や今年度愛媛県で創設された「愛媛県立地企業生産拠点化等促進制度」について周知を図り、企業留置を促進していく。

次に、項目番号5番「マイントピア別子改修事業」については、平成26年度に策定した実施設計に基づき、端出場記念館4階部分は温浴施設と子ども用施設に、併せて、芝生広場の充実や空調設備等の更新など施設全体の改修工事に平成27年7月から取り組む。

新たな施設については、指定管理者制度と利用料金制の導入を視野に入れながら、平成27年9月には新条例の制定、同年12月には指定管理者の議案提出を予定しており、平成28年4月のリニューアルオープンを目指していく。

次に、項目番号8番「観光宣伝の充実」については、国の地方創生先行型交付金事業を活用し、既に商品化している着地型旅行商品「別子銅山ハイランドプラン」のフォローアップと新たな着地型旅行商品の開発に取組、また、国の地域消費喚起・生活支援型交付金事業を活用し、市内のホテル・旅館等での宿泊と食事、「別子銅山ハイランドプラン」、そして、お土産品等を盛り込んだ旅行商品を造成し、サイトで販売する「ふるさと名物旅行券発行事業」も実施していく。

更に、広域的な観光宣伝については、新居浜太鼓祭りのPRを関西圏で強化するとともに、東京、大阪で開催する観光・物産展

<p>市長</p>	<p>において観光PRを行い、誘客促進による交流人口の増加に努めていく。</p> <p>次に、項目番号9番「新居浜ブランドの創出・育成」については、新居浜ブランドの周知と販路拡大を目指し、東京、大阪で開催される「新居浜ブランドフェア」を引き続き支援するとともに、2017えひめ国体開催を視野に入れ、新たな新居浜ブランド商品の開発を促進するために、新居浜市物産協会の会員が、先進地研修を行う特産品開発事業も新たに支援していく。</p> <p>次に、項目番号11番「漁業生産基盤の整備」については、漁港施設機能保全事業により、老朽化した漁港施設について、機能保全計画に基づく保全工事を行い、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化、縮減を図っていく。</p> <p>また、漁業協同組合所有の漁業関連施設の新設・更新に際して、費用の一部を補助し、漁業者の就労環境の整備を行っていく。</p> <p>次に、項目番号15番「別子山地域の飲料水供給施設の整備」については、平成21度の基本計画策定に始まり、平成26年度末をもって、別子山地域内の5飲料水供給施設の整備が終了した。平成25年4月から瓜生野及び小美野・肉淵給水区、平成26年2月から成給水区、平成27年4月から、弟地及び保土野給水区への給水を行っている。基本的な地域内の飲料水供給施設の整備は終了したことから、飲料水供給施設整備事業は廃止とする。</p> <p>今後は、別子山地域内の老朽化した配水管の布設替え等を行っていく。</p> <p>市民部では、コミュニティの再生で、職員による支援員制度に取り組むとしているが、職員のボランティアに頼るのではなく職務として行わないとできない。また、花いっぱい運動にあわせて、あいさつ運動についても教育委員会とも連携し取り組んでほしい。また、窓口市民満足度について、フロア改修にあわせて接遇研修等しっかり取り組んでもらいたい。国際交流センターの設置も検討してほしい。</p> <p>環境部では、し尿及び浄化槽汚泥の汚水処理施設共同処理の工事实施が平成31・32年度としているが、早く取り組めないか検討してもらいたい。</p> <p>経済部では、別子銅山のドラマが年末年始の放送に向け制作が進められる。観光宣伝の大きなチャンスととらえ、観光客誘致の</p>
-----------	---

	<p>旅行商品の開発、名物料理、土産商品開発にも取り組んでほしい。また、ふるさと観光大使への星野伸之氏等の追加、別子山の市有林の活用や別子山・大島でのサテライトオフィス、教育委員会とも連携した山村留学、駅南での産直市の実施についても検討をお願いする。</p>
副市長	<p>地域おこし協力隊3人の役割の確認、筏津山荘の今後についても検討をお願いする。</p>
建設部長	<p>建設部は、「人が集い、快適で利便性の高い都市の実現」に向けて取り組む。</p> <p>そのために、都市計画に関する基本的な方針である「新居浜市都市計画マスタープラン」の見直しを行い、将来に向けたしっかりとした計画を立て、JR新居浜駅周辺については、人の広場、南口広場を早期に供用させるとともに、駅南地区について、まちづくりの方針を決定し、都市拠点の充実を図っていく。</p> <p>また、「上部東西線」、「角野船木線」、「国道11号新居浜バイパス」、「郷桧の端線」、「西町中村線」等の道路の整備を促進し、街の骨格形成を進めるとともに、公営住宅の建替、耐震改修により、安心な住宅の整備を推進していく。</p> <p>次に、執行方針の項目数は、全部で15項目で、うち重要事業、懸案事項の新規項目が1件、廃止項目が1件あるが、主要事業6項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1番「駅南北一体化による新都市拠点の形成」については、懸案事項として、特に駅南地区の整備について、昨年度末に取りまとめられた「新居浜駅周辺まちづくり協議会」での意見を基に、さらに多方面からのご意見をいただき、まちづくりの具体案を策定していく。</p> <p>次に、項目番号2番「都市計画マスタープランの見直し」については、昨年度に引き続き、愛媛県の都市計画区域マスタープラン見直し等との整合を図りながら、防災安全対策、工業用地確保のための土地利用等について見直しを行い、今年度改訂する。なお、今後は、この都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、特定用途制限地域等の見直しを進めたいと考えている。</p> <p>次に、項目番号10番「自転車走行空間整備計画の策定」については、自転車の街の復活を実現するため、自転車ネットワーク</p>

議会事務局長

構築に向け、走行空間の安全性、快適性等に関する効果検証のための社会実験も実施し、自転車ネットワーク整備基本計画を策定していく。

次に、項目番号12番「公営住宅建替推進事業」については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、昨年度までに南小松原団地9-1号棟の建替を完了し、今年度から治良丸南団地の建替に向けて、測量、調査、設計に着手し、平成29年度の完了を目指していく。また、長寿命化計画については、中間年である平成28年度に見直しを予定しているが、そのためには、郊外の既設市営住宅について、建設場所等の再検討を行い、今年度中に一定の方向性を出していきたいと考えている。

次に、項目番号13番「市営住宅敷金管理」については、公営住宅敷金台帳と公営住宅管理システムとの差異について、台帳の整理、金額の確定・整合を終えたことから、廃止とする。今後は定期的に敷金残高チェックを行い、差額発生防止に努める。

次に、項目番号14番「公営住宅入居者の高額所得者への対応」については、新規に懸案事項として掲げ、高額所得者に対して住宅の明渡しを請求するなど対応を強化し、公営住宅の目的である、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進の寄与に努めていく。

議会事務局は、「議会の活性化」の1項目である。平成25年度に、市議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づき、より市民に開かれた議会を目指すとともに、政策立案機能の強化に努めるなど、引き続き議会の活性化を図っていくこととしている。

具体的な取組としては、今年度で3回目となる「市民との意見交換会」について、各界各層の団体との意見交換についても幅広く検討していくこととしている。

また、市政だよりに掲載している「議会だより」の充実に取り組むとともに、議場カメラのハイビジョン化など議場映像設備の更新を行っていく。

さらに、平成27年度は、議員改選があるため、議会構成も大きく変わることが考えられるが、新人の議員に対しては、議会基本条例等、新居浜市議会の基本的なルールを早く理解していただき、円滑な議会運営を図っていくとともに、市議会議員としての

水道局長

役割を十分発揮していただけるよう支援していくこととしている。

水道局は、安全で良質な水の安定供給に向けて取り組んでいく。
まず、経営基盤の強化と公平公正な経営のため、瀬戸寿上水道問題については、組合の水道委員会での協議を加速させて一日も早い問題解決に繋げていく。また、中間年を迎えた水道ビジョンについては、見直し作業を実施していく。

次に、上水道の安定供給に向け、新居浜市水道ビジョンに基づいた災害に強い上水道の実現のため、老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化を行う。管路の更新・耐震化については、平成26年度から策定中の更新・耐震化計画を策定し、計画的な管路の整備促進に努めていく。

さらに、いつでも安心して飲めるおいしい水の提供については、水道施設監視システム、自動水質測定装置、監視カメラ等を適正に運用することにより、引き続き、安心して安全な給水に努める。

また、工業用水道についても、老朽化した施設の耐震化が必要なことから、現在策定中の「工業用水道事業施設の更新事業に関する基本計画」に基づき、配水池の耐震補強工事を平成28年度までの2か年で実施するなど、更新事業を計画的に推進し、安定供給に向けて取り組んでいく。

部局執行方針については、新規1項目を含めて9項目を設定し、その内の5項目について説明する。

まず、項目番号1番「瀬戸・寿上水道問題への取組」については、水道事業の経営基盤の強化及び公平公正な公営企業経営の観点から、必ず解決しなければならない問題であると認識しており、「瀬戸寿上水道問題検討委員会」を通じて組合の水道委員会との協議を深めていき、一日も早い市水道との統合に向けて取り組んでいく。

次に、項目番号2番「水道ビジョンの見直し」については新規項目であり、平成27年度が水道ビジョンの中間年に当たることから、26年度までのビジョン前半部分についての進捗状況の取りまとめと、32年度までのビジョン後半部分の具体的施策の見直し作業を行うものである。

年度内の策定に向けて、財政計画との整合性を図りながら、効果効率的な事務事業と水道施設耐震化等の推進によって、安心・

<p>市長</p>	<p>安全で安定的な水の供給を更に確固たるものとする計画としていく。</p> <p>次に、項目番号4番「水道料金等徴収業務の包括的業務委託の推進」については、継続項目であり、平成27年度をもって契約期間満了となる現行包括的業務委託を28年度からも引き続き実施し、お客様サービス及び業務効率の向上を図っていく。</p> <p>昨年12月には、委託契約の相手方である最優先候補者として、現行委託業者の（株）ジェネッツを決定したところであり、今後は、契約内容の詳細についての折衝を進め、また、包括的業務委託から除外した電算システムについては、長期継続契約の締結に向けて、事務作業を進めていく。</p> <p>次に項目番号6番「施設の整備促進」については、新居浜市水道ビジョンに基づいた災害に強い上水道の実現のため、老朽施設の更新や耐震化を推進するもので、平成27年度は、引き続き、上部給水区の安定給水に向けて新山根配水池、及び新山根送水場の整備を進め、供用開始を行う。</p> <p>また、今後、川西給水区の安定給水に向けて、滝の宮送水場の更新耐震化工事に着手し、金子山配水池の更新、耐震化計画の方針を検討していく。</p> <p>次に項目番号9番「工業用水道事業施設更新基本計画の策定及び更新事業の推進」については、本市工業用水道事業は、昭和41年の供用開始以来、現在まで、住友企業の工場操業に欠かすことのできない工業用水を供給している。</p> <p>平成27年度は、各設備の保守点検及び維持更新工事を計画的に行うとともに、現在策定中の「工業用水道事業施設の更新事業に関する基本計画」に基づき、配水池の耐震補強工事を平成28年度までの2か年で実施するなど、更新事業を計画的に推進し、工業用水の安定供給に努めていく。</p> <p>建設部では、都市計画マスタープランの見直し、特定用途制限地域の見直し、住鉄跡自転車道の延伸を含めた自転車走行空間整備計画の早期策定、雇用促進住宅や国家公務員住宅の活用も含めた公営住宅長寿命化計画の見直しについて検討をお願いします。</p> <p>水道局では、住友企業への工業用水の安定供給に取り組んでいただきたい。</p>
-----------	---

教育委員会事務局長

教育委員会では、未来を担う子どもたちが、自立して社会で生きていく力を身につけるため、学校図書館の機能充実を図るほかあいさつ運動・ふるさと学習などを中心とした持続発展教育を学校・家庭・地域が一体となって推進していく体制づくりを進めていく。

また、障がいや発達課題のある子どもたちが地域でともに育ち、学べる環境づくりのため、特別支援教育についても、積極的に取り組んでいく。

また、所管している各施設については、小中学校の校舎・市民文化センターの耐震診断補強工事が終了した。残っている市民体育館の耐震補強工事や老朽化が進んでいる他の施設について今後、必要な施設の整備・更新を図り、安全で快適な施設の環境整備に取り組んでいく。

執行方針として全部で21項目を挙げており、新規項目2件、廃止1件あるが、その内、主要項目8項目について、説明する。

まず、項目番号6番「高齢者生きがい創造学園の運営の検討」については、昭和48年に建設された旧桃山学院短期大学で40年が経過した施設ではあるが使用に必要な修繕を行いながら使用していく。また、対象者が高齢者ということで創造学園の行っている講座や講座修了者によるサークル活動などの目指す「生きがいづくりと健康・自立に向けた運営について検討が必要となっている。

次に、項目番号10番「持続発展教育（ESD）・ふるさと学習の推進」については、平成26年度別子小中学校を除く26小中学校がユネスコスクールに認定され、今後も各学校の特色を活かした、コミュニケーション能力や思いやりの心を醸成する活動と、ふるさと・環境・国際・福祉などのテーマにした学習を行っていく。

次に、項目番号12番「学校図書館機能の充実」については、26年度には図書館としての方針に挙げていたが、今年度、学校教育課に学校図書館支援センターを設置し、学校図書館が子どもたちにとって活用しやすい機能の充実を図るとともに、ESDコーナーを新設するなど調べ学習に図書を活用した授業の支援を行っていく。

次に、項目番号17番「学校給食施設建設計画の検討」については、昨年度「庁内検討委員会」で「新居浜市学校給食検討委員

<p>消防長</p>	<p>会」の最終報告の実現性について検討しているが、既存施設の活用や運営管理費用など詳細な検討が今年度も必要と思っている。</p> <p>次に、項目番号20番「郷土美術館収蔵品のデータベース化」については、平成24年度 新居浜市郷土美術館活用検討委員会で建築経過年数及び耐震性を考慮し総合文化施設開館後、取り壊すこととなっており、収蔵品のデータベース化を行った。今後は、「新施設での館蔵品展示・円滑な移管」ということで 民具等の新たな展示の方法や小中学校の余裕教室を利用したの収蔵品の保管・整理を検討していく。</p> <p>項目番号21番「総合文化施設・美術館の開館」については、27年7月オープンに向け工事の完成を急ぐとともに、オープニングイベント等の準備を行っていく。</p> <p>最後に 教育委員会としてはこれら施策を進めて、昨年政策懇談会から提言いただいた教育力の向上を目指していく。</p> <p>消防本部は、火災等の各種災害から市民を守るため、第五次長期総合計画に基づき、「消防体制の充実」に向けて取り組む。</p> <p>近年、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しており、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧される中、記録的な集中豪雨による土砂災害や台風などの自然災害、大規模火災をはじめ人為的な災害も頻発していることを踏まえ、警防予防体制及び救急救助体制の充実強化に取り組むとともに、消防救急無線デジタル化の運用を開始した。</p> <p>また、「新居浜市防災拠点施設建設基本計画」に基づき、防災センターを併設した新消防庁舎建設の大型プロジェクトを具体的に進め、市民の安全と安心のまちづくりの実現に向け関係部局と連携を密にし、更なる消防防災体制の強化を図っていく。</p> <p>執行方針の項目数は、全部で8項目で、うち重要事業、懸案事項の新規項目が1件あるが、主要事業5項目について概要を説明する。</p> <p>まず、項目番号1番「総合的な防災体制の強化」については、火災をはじめとする各種災害や巨大地震に対応するため、初動体制における人員確保の早期実現に向け関係部局と協議を進めながら、消防施設の改修保全、消防車両や消防資機材の更新整備を行うとともに、消防職・団員の人材育成、地域担当者制度や消防団員の市民指導員による地域に密着した指導体制を継続し、地域防</p>
------------	--

<p>出納室長</p>	<p> 災力の向上を図りながら総合的な防災体制の強化に取り組む。 次に、項目番号3番「専門職員の養成」については、ここ数年救急出場件数が年間五千件を超えていることから、救急自動車の予備車両を含め、保有する救急自動車5台すべてが有効に活動できる体制に変更しているが、救急処置拡大に伴う高度化の推進と救命率の向上を図るため、救急救命士や救急標準課程資格者を積極的に養成し、救急救命士実動30名体制の早期実現を目指す。また、各種災害現場活動において必要な各種資格取得者の拡大を図り、消防業務における安全管理の徹底に努める。 次に、項目番号5番「警防体制の充実」については、消防自動車整備計画に基づき、常備消防には救助工作車1台、高規格救急自動車1台、非常備消防には小型動力ポンプ付軽四輪積載車1台を更新整備し、最新鋭の消防車両の導入により消防活動の効率化、円滑化を図っていく。 次に、項目番号7番「防災拠点施設の建設」については、平成26年度に策定した「新居浜市防災拠点施設建設基本計画」に基づき、平成27年度は基本設計・実施設計及び受水槽及び高圧受変電設備等の改修工事を具体的に進めていく。 最後に、項目番号8番「消防救急無線のデジタル化」については、平成27年4月1日から供用を開始しており、今年度中にアナログ無線設備等の撤去を行っていく。 出納室は、「厳正かつ効率的な会計事務の執行」を確実なものとするため、歳入・歳出に係る事務の全般にわたって適正な処理に努め、また、出納員・会計職員に対しても、適正な会計事務を随時指導していく。 支出証憑の審査にあたっては、法令または契約に違反しないか、正当な債権者であるか、金額の算定に誤りがないか、支払遅延防止法に抵触しないかなど、厳正なチェックを行っていく。 また、公金の保管については、ペイオフ全面解禁対応方策を遵守し、安全かつ確実な出納保管に努めていく。 なお、現金の取り扱いについては、昨年度から現金収納業務のある課所への実地検査を行っているところであり、今年度も該当課所の現金取り扱い状況をチェックしていく。 市長 教育委員会では、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・放課 </p>
-------------	--

	<p>後まなび塾の一体化への取組、小中学校の学力向上に向けた現状分析と数値目標を設定した取組、学校給食施設建設について将来の学校統廃合も考慮したスケジュール設定の検討、部活動競技力向上について有望種目を絞る等して成果を出すことについて検討をお願いします。また、今後の公民館機能について、社会教育からまちづくり拠点への広がりや介護予防コーディネートの機能も含めて、教育委員会と総務部・福祉部・市民部で協議を進め、モデル事業の取組をお願いします。</p> <p>消防本部では、防災拠点施設の建設に伴い民間借地をどうするのか方針検討をお願いします。</p>
<p>監査委員事務局 長</p>	<p>監査委員事務局は、執行方針1項目で、重要事業、懸案事項はない。</p> <p>すでに4月1日付メールでお知らせしているように、平成27年度の監査実施においては、今まで以上に指摘にとどまらず、指導に重点を置いて実施する。</p> <p>特に重点的な取組として、1 予算執行方針を踏まえ、行政改革及び効率的な行財政の執行がなされているか、経済性、効率性、有効性といった行政監査的な視点から実施する。2 法令遵守に基づく正確な事務処理が行われているか、特に、収入事務、補助金交付事務、契約業務、物品管理、公有財産の管理については、共通監査項目として、確認を行う。3 施設の管理運営状況、滞納債権の管理状況、随意契約理由の適正性について、平成27年度の重点監査項目とし、それぞれ行政改革及び効率的な行財政の執行、並びに法令遵守に基づく正確な事務処理の視点等から確認を行う。4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全な財政運営が行われているか、4つの財政指標算出が適正になされているかを検証する。5 前年度定期監査の指摘については指摘後の対応及び再発防止策（内部統制システムとして業務の適正化を確保するための体制が構築されているか）等について検証を行う。6 行政の透明性確保と適正な運営に資するため、監査の結果について、市長をはじめ、関係機関に報告するとともに、各公民館や本市のホームページ等を通じ市民に公表する。以上の6項目を重点項目として取り組んでいく。</p>
<p>農業委員会事務</p>	<p>農業委員会事務局は、かけがえのない農地と担い手を守り、力強</p>

<p>局長</p>	<p>い農業を作る架け橋になることを確実に実行するため、農業委員を中心に関係機関・団体の協力を得ながら農業・農家の利益代表機関としての取組を適切かつ積極的に進めていく。</p> <p>しかしながら、情勢は厳しいものがあり、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大など、多くの課題が山積している。</p> <p>こうした課題を解決していくため、農業の重要性や農業が持つ多くの役割について広く市民に理解を求めると共に、関係団体等とも連携しながら対応をしていく。</p> <p>また、持続可能な農業を実現するため、改正農地法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、農地中間管理機構と連携して「人・農地プラン」に基づく農地の有効利用を促進し、併せて担い手の育成と経営安定等に取り組んでいく。</p> <p>執行方針としては、農地法関係の適正な運用外4項目としている。このうち主要3項目について説明する。</p> <p>まず項目番号1番「農地法関係の適正な運用」については、農地は、食料の生産基盤であり、また、本来の機能保持に加え自然災害を未然に防ぐなど地域の財産として市民生活の「安全と安心」に寄与している。このことは、農地法を遵守し、優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果において機能するものであり、「農地転用の業務」や「農地の権利移動」の適正かつ的確な執行と、各地域における日頃からの農地パトロールの強化や、耕作放棄地実態調査の実施により、新たな耕作放棄地、無断転用、ヤミ小作等の未然防止を図り、農地としての利用促進に結び付くよう努めていく。</p> <p>次に、項目番号3番「農地の利用集積及び優良農地の確保」については、認定農業者や認定農業者志向農家等、本市の農業を支える適正な担い手への農地の流動化を促進するため、農業関係団体等と連携して、地域の情報をもとに農地の利用調整活動に取り組んでいく。</p> <p>最後に、項目番号4番「景観形成作物取り組み事業」について、遊休農地が年々増加している中、遊休農地解消対策の一環として、市内3か所の遊休農地で実施しているヒマワリ、菜の花、ポピーなどの景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児・高齢者等が自然と触れ合う場としての活用を図り、農地性の維持及び地域の景観保全に努めていく。</p>
-----------	---

港務局事務局長

新居浜港務局では、第5次長期総合計画に示した「産業と安心した市民生活を支える港湾」の実現に向けて「物流の高度化・多様化への対応」と「持続可能な産業の発展と災害に強いまちづくりを支える港湾の整備」を目標とし、海陸の物流の結節点として、また、市民に身近な、潤いと活力に満ちた港づくりを推進する。

具体的には、物流のグローバル化、多様化に対応した公共ふ頭の整備と時流にマッチした港湾計画への見直し、港湾・海岸保全施設の適切な維持管理や長寿命化対策の実施、さらには、大規模災害発生時における緊急支援物資等、港湾が果たさなければならない機能を十分に発揮できるよう、積極的に取組を進めていく。

執行方針の項目数は、全部で4項目あり、重要事業、懸案事項の新規項目及び廃止項目はないが、4項目について順に説明する。

まず、項目番号1番「海岸保全施設の改修」については、建設後長期間経過し、老朽化による機能低下が著しい護岸を改修し、護岸機能の回復を図り、背後地の防護を行うもので、今年度においては、港町地区海岸護岸の改修を実施することとしている。

次に、項目番号2番「港湾施設の適切な管理と長寿命化」については、港湾施設の維持管理計画に基づき、老朽化が進んだ港湾施設を改修し、長寿命化を図るもので、今年度は垣生第1岸壁の防舷材の改良や風速計の更新、さらには愛媛国体に向けたマリナー施設の整備等を実施することとしている。

次に、項目番号3番「新居浜港港湾計画の見直し」については、現在の港湾計画が目標年次に達していること、あるいは、その後の海上輸送の量及び質の変化に対応し、臨海部に集積した「ものづくり産業」の持続的な成長を確保、誘導していくため、関係企業の国際競争力の向上に向けた「港湾及びその周辺のインフラ整備などの新居浜港における利便性向上策」のとりまとめとともに、公共残土処分地の確保、あるいは臨海部工業用地の確保並びに海運物流を担うにふさわしい公共ふ頭の検討などの見直しについて、軽微な変更も考慮しつつ関係機関や関連企業との協議・調整を踏まえながら一定の方向性を見いだしたいと考えている。

最後に、項目番号4番「多目的国際ターミナル整備事業の推進」については、海運業者等からの強い要望もあること、隣接する最終処分場の西側が仮護岸であること等から、引き続き事業実施の方策等について、関係機関や関係団体との協議を進めていく。

<p>選挙管理委員会 事務局長</p>	<p>選挙管理委員会事務局の平成27年度部局執行方針4項目について説明する。</p> <p>項目番号の1番「愛媛県議会議員選挙の執行」及び2番「新居浜市議会議員選挙の執行」について、今年度は、4月12日執行の愛媛県議会議員選挙、4月26日執行の新居浜市議会議員選挙が予定されていたが、愛媛県議会議員選挙においては昨日、投開票が終了した。</p> <p>次に、新居浜市議会議員選挙の適正な執行を図ることを、重要な課題と位置づけている。</p> <p>項目番号3番「投票率向上のための諸施策の検討」では投票率向上を図るために、期日前投票所の増設及び、自分の投票区以外での投票の可能性についての検討を行っていく。</p> <p>また、項目番号4番「フェイスブックを活用した選挙啓発」では、課題となっている、若者の投票率向上のため、本市フェイスブックによる情報発信を行い、積極的な選挙啓発を行っていく。</p>
<p>市長</p>	<p>選挙管理委員会では、期日前投票所の増設について検討をお願いします。</p> <p>重要事業及び懸案事項の追加又は廃止の決定については、以上のとおり決定する。各部局の執行方針の説明を受けたが、各部局、進行管理を徹底し、遺漏のない対応をお願いします。また、指摘した事項について、十分な議論と実施検討をお願いします。</p>

(2) 平成27年度予算執行方針について（企画部）

<p>市長</p>	<p>次に、平成27年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いします。</p> <p><企画部長が、別添資料、平成27年度予算執行方針関係資料に沿って説明></p>
<p>企画部長</p>	<p>平成27年度予算については、市長公約である7つの基本方針と16項目の政策並びに政策懇談会等の提言に基づく施策事業の着実な推進を図るとともに、弾力的な財政構造を維持しつつ、大型プロジェクトの着手や子育て支援の充実などの政策課題にも対応できるよう、事業の選択と集中による予算配分としている。</p>

平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられたところだが、国においては、アベノミクス効果を地方に広くいき渡らせるため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実施しており、地方自治体においても早期の積極的な事業実施が求められている。今後においても国の経済政策を注視し的確に対応していかなければならないと考えている。

それでは、内容に入るが、まず、「第1 全般的事項」の内、1の施策目標の実現と健全財政の堅持の両立については、施策目標を達成するために、常に目的意識を持って執行し、限られた財源で最大の効果を上げるよう、計画的・効率的執行に努めるとともに、健全財政を堅持すること。

2として、費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減に努めること。また、事業の硬直化を招くことの無いよう事務事業の改善・合理化に努めることとしている。

3の市民への情報公開と協働の推進として、市民に対し市政に関する情報を適切に発信、提供し、「地域コミュニティの再生」を通じた協働のまちづくりを積極的に推進すること。

4の規則等の遵守として、予算の執行に当たっては、「新居浜市予算の編成及び執行に関する規則」等を遵守すること。

5の予算の補正については、原則として制度改正等、真にやむを得ないもののみを認めることとしているが、経済対策に基づく国の補正予算については、積極的な獲得に努め、また、国等の地方創生に関する施策については、適切に対応すること。

6の資金管理の効率化とペイオフ対策として、「新居浜市公金管理基準」などにに基づき、適切に対応するよう留意することとしている。

次に、「第2の歳入に関する事項」では、特に留意していただきたい点についてのみ説明する。

3の国（県）支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な特定財源の確保と情報収集に努めること。

5のその他収入につきましては、広告付封筒の募集や庁舎等公共施設の空きスペースを活用した自主財源の確保について、関係課所の計画的な取組をお願いする。

次に、「第3の歳出に関する事項」では、1の執行計画については、各部局における自主管理、責任執行体制を基本として、「予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、各部局において「執行

計画書」を作成し、計画的な執行管理に努めること。

次に、2の予算の執行について、(2)の公共事業等の早期執行については、計画的な執行を図るとともに、地域経済に配慮し、早期発注・早期完成に努めること。特に国においては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策による景気対策を推進しており、本市もこれに対応するため、2月議会で追加補正措置した関連事業及びその他過年度事業については、最大限早期執行に取り組むこと。

(4)の執行手順と点検については、イの予算執行について、予算執行早見表及び出納事務マニュアルを確認のうえ、事務に遺漏のないようにすることとしている。さらに内部チェック体制の強化により適正な予算執行をすることとしている。

(5)旅費については、庁達7号「職員の出張に関する取り扱いについて」で原則が示されているが、この原則に依らない例外的な出張については、別途決裁をとるなど、例外的措置であることを明確にすることとしている。

次に、5ページ、3の予算流用では、みだりに行うことなく、当初想定外の事由による予算不足については、原則として予算補正で対応することとし、緊急を要する場合など、流用は必要最小限に留めること。やむを得ず流用する場合においても、予算が不足することとなった具体的な記載の無いものは受け付けないこととしている。

次に、6ページ、4の、その他の事項では、

(2)施策事業の新規事業については、事業期間を原則3年以内とし、継続の必要性、事業内容の見直しを検討し、効果的な執行に努めること。

(4)消費税10%への引き上げは平成29年4月1日に延期されたが、平成28年度には使用料・手数料等の全面的な見直しが必要となるため、全ての施設等について、維持管理経費や利用者負担の割合を再点検し、料金改定に向けての準備をお願いしたい。

最後に、予算執行の適正を期するためにも、各部局においては、関係法令を遵守するとともに、綱紀の厳正な保持に努めるよう、重ねてお願いする。また、市議会、監査委員、会計検査院等の意見又は指摘事項に十分留意し、市民への説明責任が果たせるよう厳正かつ適正な予算執行に努めていただきたい。

今年度から、防災拠点施設建設事業など大型プロジェクトがス

市 長	<p>スタートすることから、平成28年度当初予算編成において、より大胆な、既存事業の見直しが必要であると考えている。</p> <p>そのため、今年度は執行の段階から、事務の効率化による経費の節減はもちろん、事務事業の不断の見直し、不要不急事業の廃止・縮減に向けた取組に努めていただきたい。</p> <p>以上が平成27年度予算執行方針の概略だが、本日の庁議で決定後、掲示板に掲載するので、各部局内で周知徹底をお願いしたい。</p> <p>平成27年度予算執行方針については、ただいまの説明のとおりなので、よろしくをお願いしたい。</p>
-----	--

(3) 平成27年度3カ年実施計画について（企画部）

市 長 企画部長	<p>次に、平成27年度3カ年実施計画について、企画部から説明をお願いします。</p> <p><企画部長が、別添資料、平成27年度3カ年実施計画関係資料に沿って説明></p> <p>平成27年度3カ年実施計画の内示について説明する。</p> <p>これは、平成25年度までは「10か年事業計画 部局枠配分額内示」としていたが、今年度から「3か年実施計画内示」として示すものである。</p> <p>「平成27年度 3か年実施計画 内示集計表」をご覧ください。ここに平成27年度から29年度までの3か年の部局別、年度別の内示額を示している。平成27年度分については当初予算のとおりである。平成28年度・29年度については、平成27年度当初予算編成を踏まえ、事業費・財源を精査したもので、補助金、単独枠配事業は除いたものとなっている。また、平成29年4月から予定されている消費税率引き上げは反映していない。</p> <p>今回、内示した3か年実施計画の全体像としては、589事業、事業費合計額は、531億4,820万5千円、一般財源合計額は、244億8,999万2千円となっている。</p> <p>各事業の査定額及び指摘事項については、本日の庁議終了後に各部局長、総括次長、部庶務担当にメールする。</p> <p>なお、今回の内示については、平成28年度当初予算枠配分の</p>
-----------------	--

<p>市 長</p>	<p>基礎資料とするものだが、「各事業について次年度以降の予算計上を保証するものでないこと」また、「事業費及び財源については各年度の当初予算において改めて査定すること」について留意いただきたい。</p> <p>特に、今年度においては、新居浜版まち・ひと・しごと総合戦略の策定や第五次新居浜市長期総合計画基本計画の見直し等が予定されており、新たな事業展開が予想され、さらに財源が必要となることが見込まれる。</p> <p>こうしたことから今後においても全ての既存事業についてゼロベースで見直しを行い、さらなる選択と集中による事業の重点化と、優先度の見極めが必要であり、部局長のリーダーシップの下、各事業のスクラップアンドビルドを断行していただくことを強く要請させていただく。</p> <p>これをもって平成27年度3カ年実施計画の内示とする。</p>
------------	--

(4) 空き家対策について (市民部)

<p>市 長</p> <p>市民部長</p>	<p>次に、空き家対策について、市民部から説明をお願いします。 <市民部長が、別添資料、空き家対策関係資料に沿って説明></p> <p>空き家対策のこれまでの動きは資料のとおりである。</p> <p>今年2月26日に一部施行された特別措置法で公表された国の指針では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市の関連部局で連携し、調査や対策計画の策定に対応していくとされている。</p> <p>愛媛県は、昨年8月28日に空家対策に関する検討会を設置し、建築住宅課長をリーダー、地域政策課長をサブリーダーとして、部局横断的に空き家対策に取り組んでいる。</p> <p>また、27年度に県が実施する対策は、資料1, 2のとおり「適正管理」「除却」「利活用」「発生抑制」に区分し、それぞれの担当課で対策を講じる予定であり、市の対策も示されているので、関係部局では既に対策も講じられていることととらえている。</p> <p>県が区分している空き家対策の県下市町の担当課の状況は資料3のとおりとなっているが、これまでの経緯で総合窓口は防災安全課となっているので、今年度早急に、防災安全課で関係部局に</p>
------------------------	--

市 長	<p>呼びかけ、地方再生の観点から空き家対策の方向性について、特措法に規定された協議会設置について、協議していきたいと考えている。</p> <p>なお、防災安全課は次の機構改革においては、危機管理に特化した課へ改組したいと考えており、今後の空き家対策の体制については、今回、各部局のご意見を賜り、今後の調整につなげていきたいと考えている。審議をお願いしたい。</p> <p>まずは、実務レベルで組織している協議会に諮って方向性を出してもらいたい。</p>
-----	---

3 連絡事項

(1) 部内・課内ミーティングについて

市 長	<p>これは昨年の職員提案で出されたものだが、いずれの部署においても部内会・課内会を実施していることとは思うが、単なる連絡・報告にとどまるのではなく、問題・課題に対して、また、施政方針や部局執行方針について、組織内のすべてのメンバーが統一した認識を持ち、組織全体が同じ方向、同じ思いで取り組めるよう、部長・課長のリーダーシップのもと、効果的な部内・課内ミーティングを実施していただきたい</p>
-----	---

(2) 平成26年度監査指摘事項について

監査委員事務局 長	<p>平成27年度の定期監査については、実施計画書を4月1日に各部長及び課所長あて送信しており、また、今年度の変更点等については、本年度1回目の庶務担当者会で説明しているので、よろしく願いしたい。</p> <p>特に、4月に実施となる、議会事務局、農業委員会、消防本部・消防署については、準備期間が短く大変だが、対応をよろしく願いしたい。</p> <p>次に、3月20日付けで平成26年度定期監査指摘事項等についての依頼を各部長及び課所長あて送信しているが、本件に関して監査委員から特に意見が出されているので、伝える。</p> <p>まず、1点目は、契約事務についてである。</p> <p>一つには、発注者として、必要な契約業務の履行状況チェ</p>
-----------	---

ックを適正に行っていたいただきたい。

二つには、見積もりや契約事務において、業者の固定化、細切れ発注、1者特命の随意契約などが、過去の経緯に基づいて、いささか安易に行われているように感じる。できるだけ、競争原理を働かせるよう取り組んでいただきたい。

2点目は、債権の適正管理についてである。

債権の徴収は、特に初期段階での適切な対応がカナメになるのではないかと思う。初期段階等において適切な対応を行っていたいただきたい。

3点目は、文書事務等についてである。

集計表をご覧いただきたい。

最近の監査指摘事項の件数は、集計表に示しているように増加傾向にあり、中でも口頭注意や口頭補足などの基礎的、基本的なものが多くなっている。

特に、起案文書や支出証憑の事務処理について、誤りや不備が多くあり、これまでもミス件数を削減させるため、総務課や出納室から注意喚起が図られているが、依然、日付の誤りや押印・記載漏れ、決裁区分の誤りといった不注意によると思われるものも多く見受けられる。

ミスの常態化は行政事務全般の信頼性を損なうばかりでなく、ひいては事務執行上の重大なミスにつながることも懸念されるため、各部局の担当者や課所長等のチェック体制の強化を図り、組織としてミスの防止に取り組んでいただきたい。

4点目は、効率化等についてである。

契約事務で述べたような競争原理の強化に限らず、事務全般にわたって常にコスト意識を強く持ち、実践していただきたい。そのためには、抽象論をできるだけ避け、例えば各部局単位で定例の事務事業については前年度比「何パーセント低減する」といったような、具体的な数値目標を設定して取り組むなど、具体的なアクションプランが必要ではないかと思う。

以上のような内容を昨年度は特に指摘、指導してきたが、それぞれ改善が図られたとは言い難い面もあるので、各部局長は、こういった点にご留意いただき、適正かつ効率的な事務執行をお願いしたい。

市長	<p>(その他連絡事項)</p> <p>あいさつ運動については、まず職員から率先して取り組んでもらいたい。</p> <p>各種団体総会等での市長あいさつは、必ず所管課長が内容確認してから持ってくるようにしてもらいたい。</p> <p>他になれば、これで本年度第1回庁議を終了する。</p>
----	--